

障がい者医療・老人医療・ひとり親家庭医療・乳幼児医療

大阪府の福祉医療費助成制度が変わります

福祉医療費助成制度は、老人、障がいのある方、ひとり親家庭及び乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする環境をつくることにより、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療費の自己負担の一部を助成する市町村に対して補助を行っています。

助成を必要とする方々が安心して医療を受けられるよう補助基準を見直し、平成30年4月1日から対象者や対象医療、一部負担金額が変更になりますのでご確認ください。

(大阪府の助成制度ですので、他府県で受診された場合は制度の対象外となります)

大阪府ホームページ > 「府政だより」のページはこちらから